

平成 14 年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（市民参画推進局・生活文化観光局）

(1) 支出に関する事務

消費者学級活動助成について、各学級に配付される「助成のてびき」に学習会での飲食代（菓子等）は認められない旨が示されているが、収支決算書に茶菓代を含めた報告がなされているにもかかわらず調査を行っていない事例が見受けられた。（生活文化観光局消費生活課）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

調査を行い、「茶菓代他」と記載された支出の内訳には学習教材費が含まれており、茶菓代は助成金外の収入で支出されていることを確認した。今後は、報告書の記載方法について明確になるよう、15年度の説明会において指導を徹底した。

補助金の支出について、平成13年度において補助額が歳出額を上回っている事例が見受けられた。（生活文化観光局青少年課）
精算に係る規定の整備等適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成15年度に補助金交付要綱に精算に係る規定を設けるなど、適正な事務処理を行う改善措置を講じた。

(2) 契約に関する事務

ワークショップの開催にかかる業務について委託契約を締結しているが、参加者謝礼等にかかる直接経費の執行について、見積書の参加者数と業務終了後に提出された参加者状況表の参加者数が乖離しており、委託料の執行内容が明瞭でない事例が見受けられた。

(市民参画推進局市民活動支援課)

適正な履行確認を行うべきである。

措置内容

業務終了後の直接経費の明細を委託業者に提出させ(平成15年2月20日)、直接経費の執行のうち参加者謝礼等にかかる分については当初の見積りに比べ実際の謝礼支出金額は少なかったが、その差額相当分について、その他の直接経費が当初の見積りを上回る内容であり、委託料は適正に執行されていることを確認した。

過大包装商品の調査業務について委託契約を締結しているが、見積書における数量が一式計上されており、委託料算定の根拠が示されていない事例が見受けられた。

(生活文化観光局消費生活課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

指摘のあった調査委託事務は、15年度以降廃止となっている。今後、委託事務については、「委託事務の執行の適正化に関する要綱」に基づき、適正な事務処理に努めていく。

地方自治法施行令第１５８条第１項において、地方公共団体の歳入のうち私人に徴収又は収納の事務を委託することができるものは、使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金に限られているにもかかわらず、雑入にかかる歳入の徴収業務を私人に委託している事例が見受けられた。（市民参画推進局広報課，生活文化観光局観光交流課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

１５年度から、雑入にかかる歳入の徴収（有償刊行物の販売に係る料金徴収）業務を業務委託契約からはずした。しかし、市民サービス維持の観点から、継続して有償刊行物を販売できるよう、業務委託先が当該有償刊行物を市から買い取った上で販売する方式に改めた。（市民参画推進局）

パンフレットの販売については、施設管理委託先がパンフレットを市から買い取った上で販売する方式に改めた。（生活文化観光局）

(3) 財産管理に関する事務

神戸市市民文化スポーツ振興等基金について、同条例施行規則で定められる基金明細簿及び基金運用台帳が整備されていない事例が見受けられた。（生活文化観光局生活文化課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

台帳を整備するなど、適正な事務処理を行う改善措置を講じた。

(4) その他の事務

外部団体现金の取扱事務について、準公金管理者は事務開始時に行財政局長に届け出ることになっているが、届け出ていない事例が見受けられた。（生活文化観光局勤労市民課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

行財政局長に外部団体现金取扱開始届を提出した。（Ｈ１５．３．１０）